

【参考様式D】環境への取組の自己チェックリスト

目次

I. 自らの環境負荷を低減させるための取組

1. エコオフィス活動
 - (1) 省エネルギー
 - (2) 省資源(用紙類の使用量削減)
 - (3) 節水、水の効率的利用
 - (4) 温室効果ガスの排出抑制、大気汚染等の防止等
 - (5) 化学物質対策
 - (6) 廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理
 - (7) 排水処理
 - (8) 交通に伴う環境負荷の低減
2. 庁舎、施設の適正管理
3. 公共事業の実施における環境配慮
4. イベント等の実施における環境配慮
(長野県エコイベント実施要綱 長野県エコイベントチェックリストより引用)
5. グリーン購入の推進

II. 地域への働きかけにより地域の環境に関する目標・指標への到達を目指す取組

1. 地球環境の保全
2. 循環型社会の構築
3. 大気環境の保全
4. 水環境の保全
5. 自然環境の復元、創造
6. その他の環境保全・創造に向けた取組
7. 住民、事業者への啓発、協働(事業として)

III. 環境経営システムに関わる項目

- 1) 環境保全のための仕組み・体制の整備
- 2) 環境教育、環境保全活動の推奨等
- 3) 情報提供等
- 4) 国際協力

【参考様式D】 環境への取組の自己チェックリスト

○目標策定や取組を実践する際に、取組事例、アクションメニューとして参考にご活用ください。

I. 自らの環境負荷を低減させるための取組

1. エコオフィス活動

(1) 省エネルギー

① 一般職員等の取組

・事務室の照明は、昼休み、残業時には、不必要なものを消灯する。
・自然光を採用して、昼光のみで必要照度が得られる場合は南側の窓際などの照明は、可能な限り消灯するようにする。
・ロッカー室や倉庫、使用頻度が低いトイレなどの照明は、普段は消灯し、使用時にのみ点灯する。
・離席時や着席していても長時間使用しない場合は、必ずノートパソコンのふたを閉じる。
・夜間・休日は、パソコン、プリンター等の主電源を切り、待機時消費電力を削減する。
・コピー機等のOA機器は、使用後には省電力モードに切り替える。
・電化製品(テレビ、電気ポット、コーヒーメーカー等)は、極力台数を整理し、必要最低限の使用にとどめるように努める。
・エレベーターの使用を控え、階段の使用を励行する。
・定時退庁の日は、取組を徹底し、照明・電気機器等の集約的な使用に努める。
・冷暖房の設定温度は、冷房28℃以上、暖房20℃以下とする。
・ブラインドやカーテンの利用等により、熱の出入りを調節する。
・夏季における軽装(クールビズ)、冬季における重ね着など服装(ウォームビズ)の工夫をして、冷暖房の使用を押さえる。
・使用していない部屋の空調は停止する。

② 施設・設備管理担当者の取組(日常)

・照明器具を定期的に清掃・交換するなど適正に管理し、照度を確保する。
・照明機器は、極力省エネルギー型のコンパクト蛍光灯などに切り替えるようにする。
・閉庁日、休館日及び夜間のエレベーターの運転台数を調整する。
・自動販売機の新設はできるだけ控え、更新の際はエネルギー消費のより少ない機種への変更を設置業者、メーカー等に依頼する。
・自動販売機は、可能な限り夜間は照明を消し、施設の閉館時は停止する。
・熱源機器(冷凍機、ボイラー等)の冷水・温水出口温度の設定を、運転効率がよくなるよう可能な限り調整する。
・ボイラーや燃焼機器の空気比(空気過剰係数)を低く抑えて運転し、排ガスによる熱損失、送風機の消費電力を削減する。
・ボイラー水質の管理規準値を満たす範囲内で、ボイラーのブロー量を削減する調整を行う。
・熱搬送ポンプを複数台設置している場合は、負荷に応じた運転台数に調整する。
・冷暖房終了時間前に熱源機を停止し装置内の熱を有効利用する。予冷・予熱時には外気取り入れをしない。
・室内のCO2濃度が許容値(1,000ppm)を大幅に下回る場合は、外気取り入れ量の削減を検討する。
・外気温度が概ね20℃～27℃の中間期は、全熱交換器(換気をしながら、冷暖房の熱を回収して再利用する設備)のバイパス運転(普通換気モード、中間期制御運転、熱交換ローター停止)を行う。または窓の開閉などにより外気取り入れ量を調整して室温を調節する。
・冬季以外は給湯を停止する。
・熱源機器(冷凍機、ボイラー等)の定期点検等、適正管理を行い、エネルギーの損失等を防ぐ。
・空調機フィルターの定期的な清掃・交換等、適正管理を行い、エネルギーの損失等を防ぐ。

③ 施設・設備管理担当者の取組(施設等の改修時等)

・透明性を保ちながら、光や熱の選択的透過機能を発揮し、熱線を遮蔽できる日射調整フィルムを採用する。
・屋根、壁、床等に断熱材を採用する。
・2枚以上の板ガラスの間に乾燥空気を封入し、断熱性能を高めた複層ガラスを採用する。
・熱線吸収ガラス、熱線反射ガラスを採用する。
・都市ガスを用いて需要地で発電を行い、その排熱を冷暖房や給湯などに利用するガスコージェネレーション(熱電併給)システムを採用する。
・センサにより昼間の太陽光や人の存在を感知し、必要な時のみ自動制御する設備を採用する。
・あらかじめ設定された時刻・時間帯ごとに、照明の箇所、照度などを自動制御する設備を採用する。
・負荷の変動が予想される動力機器において、回転数制御が可能なインバーターを採用する。
・換気の際に屋外に排出される熱を回収して利用することのできる全熱交換器を採用する。
・従来機との比較でCOP※の高いヒートポンプエアコンを採用する。 ※COP(Coefficient of Performance):消費電力あたりの加熱能力を表したもので、この値が大きいほど効率がよいことを示します。
・廃棄熱・潜熱回収システムにより熱効率が95%程度となる高効率ガス給湯器を採用する。
・従来の変圧器より電力損失の少ない高効率変圧器(トップランナー方式)を採用する。

(2) 省資源(用紙類の使用量削減)

① 一般職員等の取組

・庁内向けの資料等は、庁内LANに掲載するなどして、極力印刷又はコピーによる用紙の使用を少なくする。
・県民又は外部機関等に公表する資料等については、ホームページに掲載するなどして、冊子等の作成は必要最小限の量となるようにする。
・研修・講習会、説明会などでは、スライド、パワーポイントを使用するなど、資料をコンパクトにまとめるなどして、配付資料を少なくする工夫をする。
・要綱等は、紙面による管理は行わず、庁内LAN上に登録し管理するようにする。
・外部の機関等から紙面で入手した資料等については、紙面の情報を電子情報に変換する機能のあるデジタル複合機を活用するなどして、電子化して閲覧するようにする。
・庁内LAN上の情報や電子化された資料は、パソコンの画面上での閲覧を原則とし、印刷は最小限に止める。
・コピー機は、枚数や拡大・縮小の誤りなどのミスコピーを防止するため、使用前に各自設定を確認するとともに、次に使用する人に配慮し、使用後は必ず設定をリセットする。
・プリンターやコピー機で複数頁の印刷をする場合は、原則として両面印刷、可能な限り縮小・集約印刷とする。
・プリンターやコピー機で印刷する際は、トレイを使い分けるなどして、可能な限り、裏紙(片面使用済みのコピー用紙)を使用する。
・印刷物を刷る場合は、その頁数や部数が必要最小限の量となるように考慮し、残部がでないように配慮する。
・印刷物等は、可能な限り軽量の紙を使用する。
・資料等は、各人がそれぞれ保有することを控え、共有化を図る。
・ポスター、カレンダーなど裏面が活用できる紙は、可能な限り利用するよう工夫する。
・事務手続きの簡素化を推進し、紙による作業を必要とする事務を可能な限り削減するようにする。

(3) 節水、水の効率的利用

① 一般職員等の取組

- | |
|------------------------------------|
| ・手洗い時、トイレ使用時、洗い物においては、日常的に節水を励行する。 |
| ・公用車の洗車を必要最小限に留め、洗車する場合は節水を励行する。 |

② 施設・設備管理担当者の取組

- | |
|---|
| ・バルブ調整により水量・水圧の調節を図る。 |
| ・冷温水発生機・クーリングタワーの稼動に伴い使用される水の量が適正に保たれるよう設備の管理を行う。 |
| ・水道使用量の定期的点検により、漏水を早期に発見し修繕を行う。 |
| ・水道の蛇口への節水こまの取り付けを進めるほか、給水装置等の末端に感知式の洗浄弁、自動水栓等の器具、必要に応じて流水音発生装置を設置する。 |
| ・節水型の家電製品、水洗トイレ等を購入する。 |
| ・天水桶等や雨水利用設備等を設置し、雨水を利用する。 |
| ・雨水を地下浸透させる設備(浸透升等)を設置する。 |
| ・汚排水の再利用(中水利用)を行う。 |
| ・地盤沈下が問題となる地域にあつては、地下水汲み上げの削減を行う。 |

(4) 温室効果ガスの排出抑制、大気汚染等の防止等

① 施設・設備管理担当者の取組

○ 温室効果ガスの排出抑制

- | |
|--|
| ・都市ガス、灯油等の環境負荷の少ない燃料を優先的に購入、使用する。 |
| ・風力発電、水力発電、地熱発電、燃料電池等の新エネルギーを導入する。 |
| ・太陽電池により太陽エネルギーを電気として利用する。 |
| ・ごみ焼却熱等の廃熱を利用している |
| ・製品購入の際には、できるだけHFC、PFC、SF6等を使用していない製品を選ぶように配慮する。 |
| ・特定フロンを含む製品(冷却設備、空調設備、ハロン消化設備等)は極力購入しない。 |
| ・特定フロン、HFCを使用している製品を廃棄する際は、適切な回収、適正処理を行う。 |

○ 大気汚染物質排出量の削減

- | |
|--|
| ・大気汚染の少ないプロセス・機器(低NO _x 燃焼機器等)を採用する。 |
| ・日常の管理における大気汚染防止への配慮(燃焼管理等)を行う。 |
| ・大気汚染について、法令による基準より厳しい自主管理基準を設定し、遵守に努める。 |
| ・ばい煙等の測定・監視やばい煙処理設備の点検を定期的に行うなど、適正に管理する。 |
| ・事故や災害時などの緊急事態を想定して、汚染防止のための対応や訓練を行う。 |

○ 悪臭、騒音、振動等の防止

- | |
|--|
| ・悪臭防止のため排気口の位置等の配慮を行う。 |
| ・低騒音型機器の使用、防音・防振設備の設置・管理等により騒音・振動を防止するとともに、日常的な測定・監視を実施する。 |

(5) 化学物質対策

担当部署又は担当者の取組

- | |
|--|
| ・有害性のおそれのある化学物質について、その種類、使用量、保管量、使用方法、使用場所、保管場所等を経時的に把握し、適切に記録・管理する。 |
| ・有害性のおそれのある化学物質の環境への排出量の計測、推定等を行う。 |
| ・有害性のおそれのある化学物質の表示を徹底する。 |
| ・化学物質の安全性に関する情報伝達のためのMSDS(化学物質安全性データシート)により管理する。 |
| ・有害物質のタンク、パイプ類は漏洩、拡散等を防止できる構造とする。 |
| ・有害物質のタンク、パイプ等の保守・点検を定期的に行うなど適正に管理する。 |
| ・使用した有害物質を回収するシステムを確立し、適正に処理する。 |
| ・有害物質の保管等に当たり、事故や災害時などの緊急事態を想定して、汚染防止のための対応や訓練を行う。 |
| ・化学物質排出移動量届出制度(PRTR)にもとづく取組を行う。 |
| ・燃料油や溶剤等の揮発を防止する。 |
| ・屋外での除草剤、殺虫剤の使用を削減する。 |

(6) 廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理

○ 廃棄物の発生そのものを押さえる取組

① 一般職員等の取組

- | |
|---|
| ・使い捨て製品(紙コップ、使い捨て容器入りの弁当等)の使用や購入を抑制する。 |
| ・リターナブル容器(ビール瓶、一升瓶等)に入った製品を優先的に購入・使用する。 |
| ・再使用又はリサイクルしやすい製品を優先的に購入・使用する。 |
| ・詰め替え可能な製品の利用や備品の修理等により製品等の長期使用を進める。 |
| ・包装・梱包(段ボール等)の削減、再使用に取組む。 |
| ・売店等で物を購入する際は、袋を持参するなどしてレジ袋を受け取らないように努める。 |

② 担当部署又は担当者の取組

- | |
|--|
| ・コピー機、パソコン、プリンター等について、リサイクルしやすい素材を使用している製品を購入する。 |
| ・納入業者・委託業者等へ納品の際の梱包、包装資材等の削減を要請する。 |
| ・公共施設等の売店において簡易包装の徹底を要請する。 |

③施設・設備管理担当者の取組

○リサイクルの促進

・紙、金属缶、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック、電池等のリサイクル可能なものについて、リサイクルルートを確立するとともに、分別回収ボックスを適正に配置する等により、ごみの分別を徹底する。
・来庁舎、施設の利用者等も利用しやすい分別回収ボックスを設置し、掲示等により分別を呼びかける。
・回収した資源ごみが確実にリサイクルされるよう確認する(委託業者等に対して)。
・シュレッダーの使用を機密文書等に限り使用を最小限とし、シュレッダー処理紙のリサイクルルートを確認し、リサイクルに取り組む。
・保存年限を過ぎた機密文書類は、定期的に機密文書等を扱う専門のリサイクル業者に処理を委託するなど、機密の保持とリサイクルに取り組む。
・コピー機、プリンターのトナーカートリッジの回収ルート確立し、リサイクルに取り組む。
・庁舎・施設内にある食堂・レストランにおける厨芥類等の分別回収とリサイクルに取り組むよう事業者に要請する。
・食堂・レストランにおける厨芥類等の有機物質については、可能な限りコンポスト化(堆肥化)し、土壌に還元、利用する。
・廃食用油のリサイクルルートを確認し、せっけん等への再利用を行う。

○産業廃棄物等の適正処理

・廃棄物管理票(マニフェスト)をもとに廃棄物の適正な処理を行う。
・廃棄物の最終処分先を定期的に、直接、確認する。
・メタン発生防止のため、生ごみ等の分別・リサイクルや適正な焼却処分を行うことにより、有機物の埋立処分を抑制する。
・有害廃棄物、医療廃棄物の管理(リストの作成、マニフェスト、適正処理のチェック)を行う。

(7)排水処理

施設・設備担当者の取組

・水質汚濁の少ないプロセス・機器(油の回収・再利用等)を採用する。
・排水処理装置を適切に設置する。
・排水が閉鎖性水域(湖、内湾等)に流入する場合は、窒素・燐の除去対策を講じる。
・有害物質や有機汚濁物質(生ごみ等)が可能な限り混入しないようにする。
・水質汚濁等について、法令による基準より厳しい自主管理基準を設定し、遵守に努める。
・排水等の測定・監視や排水処理設備の点検を定期的に行い、適正に管理する。
・事故や災害時などの緊急事態を想定して、汚染防止のための対応や訓練を行う。

(8)交通に伴う環境負荷の低減

①一般職員等の取組

・公共交通機関の利用、公用車の相乗り等により、公用車の使用削減に努める。
・共用自転車を導入して、近距離の用務には公用車を使用せず自転車を利用する。
・アイドリングストップ等運転方法の配慮(急発進・急加速や空ぶかしの排除、駐停車中のエンジンの停止等)を励行する。
・タイヤの空気圧を定期的に確認し、適正值(メーカー指定の空気圧)に保つことにより燃費を向上させる。

②施設・設備担当者の取組

・自動車の購入の際は、排ガスのレベル、燃費、リサイクル素材の使用等を考慮する。
・最新の排ガス規制や騒音規制に適合した車への代替を進める。
・公有車を、ハイブリッド車や低燃費車、低排出ガス認定車、電気自動車、圧縮天然ガス自動車等の低公害車に切り替えるようにする。
・排気ガス・騒音のレベルを抑えるため定期的に適正な車両整備を行う。

2. 庁舎、施設の適正管理

施設・設備管理担当者の取組

管理の対象	取組内容
PCBの保管等	PCBの保管・処理にあたり、法規制等に基づき、年1回報告するなど、適切な管理を行い可能な限り早期に適正処分を行う。
アスベストを含有した吹き付け材等の対策	アスベストを含有した吹き付け材等の使用が確認された施設等については、吹き付け材等の種類・状態、施設の利用形態等を勘案して可能な限り早期に適切な処置を行う。 改修にあたっては、大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則などの法規制等に基づく規制を遵守し、マニュアル等に基づき適切な工事を行う。 また、飛散性アスベスト及び非飛散性アスベストの廃棄物の処理にあたっては、法規制等に基づき、適切な処理を行う。
業務用エアコン等の冷媒フロン等の管理	業務用エアコン、業務用冷蔵冷凍機器等に用いられている冷媒フロンについて、法規制等に基づき、適切に管理を行い、専門の許可業者に委託するなど適正に処分を行う。
ばい煙発生施設(ボイラー、ガスタービン等)	ばい煙発生施設から排出されるばい煙量又はばい煙濃度について、法規制等に基づき、定期的に測定し、排出基準を遵守する。
排水処理施設(食堂の厨房施設、駐車場の洗車施設等)	厨房施設又は洗車施設等からの排水水について、法規制等に基づき、排水口において排水基準を遵守するよう、グリストラップの設置、pH調整等により適正に排水処理を行う。
騒音・振動が発生する施設・設備(送風機、クーリングタワー、冷凍機等)	送風機、クーリングタワー、エアコンの室外機等、騒音・振動を発生させる施設・設備については、法規制等に基づく規制を遵守するよう、適正な管理を行う。
毒物及び劇物の保管等	事業活動で用いる毒物及び劇物(厨房排水処理で用いる水酸化ナトリウム等)の保管等については、法規制等に基づき、盗難・紛失の防止(保管場所の施錠、在庫量及び使用量の点検等)や、漏洩・流出の防止(貯蔵タンクの周りに防液堤の設置や保管容器等の点検等)を図り、処分の際は適正に処理する。また、事故や災害時などの緊急事態を想定して、汚染防止のための対応(関係機関等への報告を含む)や訓練を行う。
危険物及び少量危険物の保管・取扱等(A重油、軽油、灯油等を貯蔵する地下タンク、屋外タンク等)	A重油、軽油、灯油等の危険物を指定数量以上貯蔵する、地下タンク貯蔵所、屋外タンク貯蔵所については、法規制等に基づき、危険物取扱者を設置し、定期点検等による適正な管理(所蔵庫の施錠、漏洩・流出防止のための防液堤の設置や不燃性の材質からなる保管庫等)を行う。 また、事故や災害時などの緊急事態を想定して、汚染防止のための対応(関係機関等への報告を含む)や訓練を行う。

事業系廃棄物及び産業廃棄物(医療系廃棄物を含む)の保管及び適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・事業系一般廃棄物: 法規制及び地域の条例等に基づき、管理責任者を設置し、廃棄物減量計画を策定する。また、処理等にあたっては許可業者に委託するなど、適正な管理及び処理を行う。 ・特別管理一般廃棄物: 感染性一般廃棄物及びばいじん・燃えがら汚泥については、法規制等に基づき、特別産業廃棄物と同様に、適正処理を行う。 ・産業廃棄物: 法規制等に基づき、産業廃棄物管理責任者を設置し、適正に保管(飛散、流出、漏洩の防止、保管場所の掲示等)し、委託基準を遵守した許可業者に委託し、マニフェストを交付して、適切な処理を行う。 ・特別管理産業廃棄物: 法規制等に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置し、適正に保管(特別管理産業廃棄物の保管基準に基づく)し、委託基準を遵守した許可業者に委託し、マニフェストを交付して、適切な処理を行う。
-----------------------------------	---

3. 公共事業の実施における環境配慮

①. 景観

○すぐれた景観の保全

- ・主要な景観資源の改変をできる限り避け、影響を及ぼすおそれがある場合は修景に努める。
- ・主要な眺望景観や自然、文化的景観を阻害するような建築物の立地をできる限り避ける。
- ・工事個所の整理整頓、美化に努め、仮施設や資材置き場は目立ちにくい配置にする。

○良好な景観の育成

- ・周辺地域の環境との調和に配慮した施設の配置、規模、形態、意匠、色彩、素材等を検討する。
- ・樹木の伐採はできる限り避ける又は植樹等による緑化に努める。

②文化財等への配慮

- ・文化財等地域で親しまれている歴史的な建築物・構造物などやその周辺へ影響を及ぼすおそれがある立地をできる限り避ける。
- ・原則として史跡、名勝、天然記念物の指定地内への立地は避ける。また、史跡等の周辺や埋蔵文化財を包蔵する可能性の高い土地への立地をできる限り避ける。

③廃棄物・建設残土

○建設廃棄物や建設残土の発生抑制

- ・建設副産物の発生を抑制する施設配置、線形、工法、資材などの採用に努める。
- ・建設廃棄物や建設残土の適正処理を行う。

○建設廃棄物や建設残土のリサイクル

- ・現場発生材の原位置リサイクル等、建設廃棄物や建設残土のリサイクルを推進する。

○資源の有効利用

- ・使用基準等に留意の上、再生As合材、再生骨材、木材チップ、建設汚泥改良土等再生資材の利用を推進する。
- ・自然石、県産木材等環境に負荷の少ない資材の利用を推進する。
- ・信州リサイクル認定製品の利用を推進する。

④省資源・省エネルギー・温室効果ガス

○環境への負荷の少ない機械の利用等

- ・低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械を積極的に使用する。
- ・アイドリングストップ、エンジン回転数の抑制等機械の省エネ運転に努める。
- ・点検整備を行い適正な燃費消費率を維持する。

○エネルギーの有効利用

- ・施設の建設に当たっては温室効果ガス削減に努めた計画とする。
- ・地熱、太陽光、バイオマス等の自然エネルギーや雨水、廃熱等の有効利用に努める。
- ・LED照明、節水機器等の省エネルギー設備の導入に努める。
- ・建築物の断熱化に努める。

⑤日照障害・電波障害・光害

○日照障害への配慮

- ・日照障害が生じないように施設の配置や構造、形状等に配慮する。

○電波障害への配慮

- ・電波障害が予測される場合は、電波吸収材や反射材の使用による反射障害や遮へい障害の防止又は代替措置を検討する。

○光害への配慮

- ・照明の設置に当たっては照明の範囲、時間、照度、光源種類などに配慮し、周辺の生活環境や野生動植物、農作物等への悪影響を低減する。

⑥地形・地質の保全

○環境の保全上重要な地形・地質の改変の回避

- ・地域の特性を形成する重要な地形・地質の改変をできる限り避ける。
- ・地すべり、崩壊、土石流等の危険性の高い地域や、近い将来活動する可能性のある活断層の区域の改変をできる限り避ける。

○改変面積の最小化

- ・地形の改変の少ない位置・ルート・工法を選定する。
- ・段階的に工事を行い、広範な裸地の出現を防止する。
- ・工事により裸地化する箇所は、早期の緑化を行い、表層土壌の侵食を防止する。
- ・工事施工ヤードの設置は、必要最小限の面積とする。
- ・工事により一時的に改変する自然環境の原形復旧に努める。
- ・法面勾配の検討、適切な崩壊防止工法の選定、排水工、緑化工等により、崩壊その他の危険性を防止する。

⑦野生動植物

①自然環境の保全上重要な地域の経変の回避

・自然性の高い地域や希少な動植物の生息、生育地等、自然環境の保全上重要な地域の改変をできる限り避ける。

②野生動植物の生息・生育空間の保全

・動物の移動経路の分断をできる限り避ける又は新たな移動経路を確保する。
 ・河川、水路に横断構造物を設置する場合は、水棲生物の自由な移動を確保する。
 ・水際部を保全し、自然植生の連続性を確保する。
 ・河川において、瀬や淵の保全又は創出を行う。
 ・回避措置を基本とするが、それができない場合は、重要な植物を個体群の維持が可能な生育適地へ移植、播種する又は生育地を創出し移植、播種する。
 ・回避措置を基本とするが、それができない場合は、重要な動物を個体群の維持が可能な生息適地へ移動させる又は生息環境を創出し移動を促す。
 ・重要な植物の移植、播種又は重要な動物の移動を行った場合は、定着や繁殖の状況の確認を行う。
 ・進入防止柵を設置し動物の侵入を防止する。

③動物の繁殖期における影響の低減

・重要な動物等の繁殖期、産卵期の工事をできる限り避ける。

④地域独自の生物多様性の保全

・車両、資機材、作業着、靴等を適切に洗浄し、外来種の持込み防止に努める。
 ・工事により裸地化する箇所は、早期の緑化を行い、外来植物の侵入、定着、拡大の防止に努める。
 ・工事予定地の表土を用いた覆土による植生回復や地域由来の在来植物を用いた緑化に努める。
 ・特定外来生物が確認された場合は、関係機関と相談の上、駆除に努める。

⑤動植物への負担の少ない形状・素材の使用

・落下した小動物が脱出できる側溝、透過型えん堤、多段式落差工、自然石空張護岸等動植物への負荷の少ない構造を検討する。
 ・自然石、自然素材、多自然型製品等動植物への負荷の少ない素材を使用する。

4. イベント等の実施における環境配慮

会場周辺への配慮	イベント開催には、可能な限り既存の施設を利用し、環境負荷を軽減できる場所を選定する。 植樹・魚の放流などに当たっては生態系に配慮する。 会場周辺への騒音・振動等に配慮する。 イベント終了後は原状回復がされ、ゴミがないか等会場周辺を確認する。 野外イベントの場合は、事前に会場周辺の動植物の生態を調査する。 ポスター・のぼり等は周辺の景観に配慮する。
省資源・省エネルギー	冷暖房・照明を状況に応じて適切に管理するとともに、自然光・自然風を可能な限り照明、空調に利用する。 看板・装飾品などは、できる限り既存物品を有効利用する。 物品購入は必要最小限とし、購入する場合はできるだけ環境配慮物品とする。 施設・設備を設置する場合は、太陽光発電の導入や節水型トイレの設置など省エネ施設・設備の導入を検討する。 使用する電力や燃料には、できるだけ自然エネルギーを活用する。 (太陽光、バイオマス等の利用、グリーン電力証書の購入など) イベントの開催に関し、できるだけカーボン・オフセットに取り組む
ゴミ発生抑制・リサイクル	パンフレット等は必要部数を作成し、余った場合には確実にリサイクルする。 ゴミの分別収集場所をわかりやすい場所に設け、分別方法を説明するスタッフを配置する。 参加者・出展者に対して、排出するゴミの持ち帰り・リサイクルを促す。 飲食に使用する食器については、リユース食器を使用する。 記念品贈呈等では簡易包装を実施する。 印刷物には再生紙、大豆油インク等の環境負荷の少ないものを利用する。
公共交通機関の利用	公共交通機関を考慮して会場を選定する イベント広報に当たって、公共交通機関や自転車の利用をパンフレット等に掲載するなど、環境にやさしい交通手段の利用を呼びかける。 マイカー利用者には、乗合やアイドリングストップの実施を呼びかける。 公共交通機関利用が難しい場合、シャトルバスを運行する。 環境に配慮した交通手段の利用者に対して特典を与える。
参加者への周知	パンフレット上やイベント会場内で、環境配慮の取組を具体的に説明し、PRする。 マイバック、マイ箸、マイ食器の持参を呼びかける。 飲食の提供を行う場合には、食べ残しをなくすことを呼びかける。 会場内で環境学習の機会を設ける。 イベント終了後に、参加者と共同で清掃活動を実施する。
主催者の積極的な環境配慮	環境配慮責任者を選定する。 委託業務の場合、委託業者に環境配慮の協力を要請する。 スタッフ、ボランティアに対して環境配慮の趣旨を十分に説明し、内容の周知を徹底する。 環境配慮の取組について事前にスタッフ等からアイデアを募集する。 NPO、環境関連団体、学生等、県民の参加と協働によるイベント運営を行う。 イベント実施後には環境配慮に関するアンケート調査を実施する。

5. グリーン購入の推進

一般職員等の取組

・コピー用紙、コンピューター用紙、伝票・事務用箋等、印刷物・パンフレット等、トイレトペーパー、名刺、その他の紙について、再生紙又は未利用繊維への転換を図る。
・再生パルプの使用率や白色度を考慮した再生紙利用を行う。
・再生パルプ使用率を印刷物等に明記する。
・再生品やエコマーク製品等の環境配慮型製品を率先購入。
・再生材料から作られた製品を優先的に購入、使用する。
・間伐材、未利用資源等を利用した製品を積極的に購入、使用する。
・木材の調達に当たり、跡地の緑化・植林・環境修復が適切に行われていることに配慮したり、又は跡地緑化等を考慮する。
・その他、無漂白製品(衣料品等)、水性塗料等の環境への負荷の少ない製品を優先的に購入、使用する。
・修理や部品交換が可能で、部品の再使用、素材の再生利用が容易な設計の製品を優先的に購入、使用する。
・環境に配慮した物品等の調達に係る方針、基準等を作成し、それらに基づき物品リストを作成し、リストに基づく購入を行う。

担当部署及び担当者の取組

○委託業者等への環境配慮

・常駐の委託業者、納入業者、請負業者、委託業者等との契約に当たり、環境配慮の項目を組み入れる。
・委託契約等に環境配慮に関する項目を組み入れる。
・入札等の業者登録に当たり、事業者の環境への取組を評価項目として組み入れる。
・委託業者、請負業者、納入業者等の選定に当たり、環境面から評価を行い、選定の際に考慮する。
・常駐の委託業者、納入業者、請負業者、委託業者等へ環境配慮を要請する。

◇事業、業務の効率化、合理化による取組

業務の効率化、合理化など、行政改革の視点にたった取組で、結果的に環境にも効果のある取組みです。

取組内容
・各種の申請・届出をインターネットにより、自宅・職場から行えるようにする。
・文書の收受、起案、決裁、保存、廃棄までの流れを電子的に管理する総合的な文書管理システムを導入する。
・消費電力の少ない機器や電化製品の購入
・予算の編成・執行管理及び決算における事務等の効率化のために、財務会計事務を電子化する。
・税金の申告をインターネットでできるよう、電子申告システムを導入する。
・税金等の収納率を上げることにより、滞納者への督促状等による用紙類の使用を削減する。
・入札参加資格審査の申請及び入札参加などの手続きがインターネットでできるよう、電子入札システムを導入する。
・未申告実態調査について、庁舎周辺地域には積極的に自転車・徒歩を利用する。
・口座振替通知書等を封筒から圧着式はがきにすることにより省資源を図る。
・定期監査の監査実施計画の内容に、省エネ、省資源やグリーン購入の視点を導入する。
・保険証の更新時のビニールカバーの配布を紛失や破損等の場合に限定する。
・申請書、通知書等の予備数を見直すことにより、用紙類の使用量を削減する。

II. 地域への働きかけにより地域の環境に関する目標・指標への到達を目指す取組

1. 地球環境の保全

施策・事業の内容

①地球温暖化の防止

指標：地域の二酸化炭素排出量／地域の電力使用量／家庭用太陽光発電システムの設置等

○市民への温暖化防止に向けた実践活動の推進

・省エネルギー、省資源に関する意識の向上を図る。
・節電、節水等、省エネルギー対策を推進する。
・環境共生型住宅を普及する。
・環境に配慮した消費活動、環境保全型製品の購入(グリーン購入)を推進する。
・太陽光発電や太陽熱利用設備などの新エネルギーの利用を促進する。 →指標：家庭用太陽光発電システムの設置

○事業者への温暖化防止に向けた実践活動の推進

・事業所のエコオフィス化を推進する。
・ESCO事業などの省エネルギーシステムの導入を推進する。
・事業者の省エネルギーなどの取組による成果を公表する。
・建物の屋上やオフィス周辺における緑化を推進する。
・新エネルギー(太陽光発電、太陽熱利用設備、生ごみによるバイオマスエネルギー等)の利用を促進する。
・規制・指導により温室効果ガスの排出抑制を推進する。
・オゾン層破壊物質の適正な回収・処理に関する啓発を行う。
・オゾン層破壊物質を回収及び処理する事業者への適切な指導を行う。
・オゾン層破壊物質を使用していない製品の購入を推進する。
・オゾン層破壊物質以外の物質への転換を推進する。

2. 循環型社会の構築

施策・事業の内容

指標：地域のごみの総排出量／住民一人当たりのごみの排出量／リサイクル率／最終処分量／事業所の延べ床面積辺りのごみの排出量 等

①地域住民、事業者等への啓発

・市民活動、地域活動への支援など、地域住民、事業者の自主的な活動を促進する。
・ごみ減量・リサイクルに関する環境学習・環境教育の充実を図る。
・多様な媒体を活用し、ごみ減量・リサイクルに関する情報を提供する。
・マイバック、マイボトルの持参

②ごみの発生抑制

・生ごみ処理機購入費の助成などにより、家庭での生ごみ処理の促進を図る。 →指標：助成金の申請数
・家庭ごみ有料化の導入に向けた取組を行う。
・自己処理責任の周知や指導強化により、事業ごみの減量を促進する。
・事業者にごみ減量化計画やサイクル計画、ごみ管理計画等の作成を義務づけ、ごみの減量を推進する。
・デポジット制度や不用品の再使用などを促進し、リユースの仕組みをつくる。

③リサイクルの推進

・ごみ出しルールの周知徹底や集団回収の活性化など、分別収集体制を強化する。
・新たな収集品目を追加し、家庭ごみの分別・リサイクルの推進を図る。
・リサイクル可能な物の処理指導など、事業系ごみの分別・リサイクルの推進を図る。
・生ごみ堆肥の使用拡大など、リサイクルシステムを整備する。
・住民、事業者におけるグリーン購入の推進を図る。

④廃棄物の適正処理の推進

・一般廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の適正処理を行う。
・効率的な収集運搬体制を整備する。
・最終処分場の延命化を図る。
・不法投棄対策を推進する。
・住民、事業者に対して適正なごみの排出・処理を啓発する。

⑤排出事業者、処理業者などへの指導・監督

・多量に排出する事業者に対して産業廃棄物管理計画等を義務づけ、産業廃棄物の適正処理を図る。
・産業廃棄物処理に当たり、マニフェストの使用を徹底させる。
・土地所有者に対して不法投棄防止の指導を行う。
・野外における焼却など不適切な処理に対する指導を行う。
・産業廃棄物処理施設周辺の環境を調査し、指導・監督を行う。
・処理業者に対して、適正処理のための情報提供、指導・監督を行う。

3. 大気環境の保全

施策・事業の内容

指標：地域の大気環境を保全するため、周辺の土地利用や生活環境の状況と事業による影響要因を考慮し、大気汚染や騒音、振動、悪臭、粉じん、有害化学物質などによる環境への負荷の回避又は低減に努める。

①大気汚染の防止

・資材等の運搬ルートは、居住系地域内の走行はできる限り避ける。
・交通流の円滑化により、大気汚染、騒音、振動の発生を防止する。
・集じん装置、有害物質処理装置等の設置を行い、大気汚染の発生を防止する。
・有害物質の使用、保管等の管理を徹底する。
・土砂表層や道路の散水、車両や機械の清掃等を行い、粉じんの飛散を防止する。
・防じんシートの設置を行い、粉じんの飛散を防止する。
・排出ガス対策型の車両や機械を使用する。

②騒音・振動の防止

・夜間、早朝の資材運搬及び機械の稼働をできる限り避ける。
・著しい騒音、振動を発生する工法を避ける。
・低騒音、低振動型の建設機械を使用する。
・防音壁、防音シート、緩衝緑地帯等の遮音設備、吸音設備を設置し、騒音を低減する。
・道路において、高機能舗装等の採用により騒音の低減に努める。

③悪臭の防止

・悪臭原因物質を使用しない又は使用量を削減する。
・悪臭原因物質の使用、保管等の管理を徹底する。
・臭気除去装置を設置する。
・建築物の機密性向上、出入口の構造の工夫、排水処理槽の被覆等により、悪臭の漏洩を防止する。

4. 水環境の保全

施策・事業の内容

指標: 地域の水環境を保全するため、周辺の土地利用や生活環境の状況と事業による影響要因を考慮し、水質汚濁の防止や水循環の保全に努める。

①水質汚濁の防止

・上水道などの水源地近傍への立地は、できる限り避ける。
・土地の履歴調査により汚染物質の有無を把握する。また、鉱脈、鉱山跡地等で重金属等で重金属等が偏在する場所の造成をできる限り避ける。
・沈砂池、沈澱池や濁水処理装置等を設置し、濁水や油脂類の排水を避ける。
・農薬を使用しない又は使用量を削減する。
・チェーンソーを使用する際は、生分解性チェーンオイルを使用する。
・地盤改良は、適切な薬液を選定し、必要最低限の薬液注入範囲とする。
・水道水源、貴重な動植物分布地、取水地点、すでに汚染が著しい地域等への排水をできる限り避ける。
・水の循環使用等により排出負荷を低減する。
・工事仮設事務所からの生活雑排水を適正に処理する。

②水循環の保全

・透水性舗装の導入、舗装面の削減、浸透側溝、浸透柵、芝舗装の導入等、雨水の地下浸透により水循環を保全する。
・水田や地下水、湧水を保全する。
・地下水を使用しない又は使用量を削減する。
・山間部において、流域界の変更や沢の埋立を避ける。
・河川において、下流域の環境の保全のため、正常な流量を確保する。
・浄化機能維持のため、水辺植生を保全する。
・掘削や地下構造物の設置等により地下水の流動を阻害しないように努める。

5. 自然環境の復元、創造

指標: 住民一人当たりの都市公園面積／緑地率／緑被率／ビオトープの数 等

・学校、公共用地等におけるビオトープの創造を推進する。(→指標:ビオトープの数)
・生物多様性を考慮した多自然型工法による水辺環境を整備する。
・遊水施設やせせらぎ水路、池、親水護岸、階段や飛び石など水辺空間の整備に努める。
・都市公園の整備を推進する。(→指標:住民一人当たりの都市公園面積)
・都市公園以外の緑地等の整備を推進する。(→指標:緑地率または緑被率)
・公共用地等(道路、河川、学校等)及び民有地(住宅地、工場地域、商業地域等)、市街地の緑化を推進する。(→指標:緑地率または緑被率)

6. その他の環境保全・創造に向けた取組

施策・事業の内容

①土壌汚染の防止

指標: 土壌の環境基準の適合状況 等

・工場・事業場等に対して、有害物質の使用、保管に関する指導を行うとともに、土壌汚染が発見された場合、調査及び対策の指導を行う。

②有害化学物質への対応

・環境中の有害化学物質(ダイオキシン類、水質汚濁物質、土壌汚染等)の濃度の監視体制を整備する。
・定期的な調査を実施し、正確に汚染状況を把握する。
・工場・事業場等における化学物質の適正使用、漏洩防止などの適正管理について規制、指導の徹底を図る。
・事業者が環境汚染物質排出移動登録制度(PRTR制度)の規制、指導の徹底を図る。
・工場・事業場で保管されているPCBやそれを含む製品等が適正に管理及び処理されるように指導を行う。
・化学物質の有害性に関する最新の情報を収集するための体制を整備する。

7. 住民、事業者への啓発、協働(事業として)

施策・事業の内容

①環境と調和した事業活動の促進

指標: エコアクション21又はISO14001の認証取得事業所数／環境保全融資制度の利用事業者数／エコショップ等の制度の認定事業所数 等

・事業者による自主的な環境配慮の取組(省資源、省エネルギー、廃棄物の減量、資源化等)を支援する。
・事業者のエコアクション21やISO14001等の環境管理システムの導入を支援する。 →指標:エコアクション21又はISO14001の認証取得事業所数
・公害防止管理ガイドライン(環境省)を踏まえた行政指導を推進し、事業者の実効性のある環境管理を推進する。
・中小企業が行う公害防止施設の設置やエコアクション21等の取得に対し、融資制度などによる金融上の支援を行う。 →指標:環境保全融資制度の利用事業者数
・エコショップやエコビジネス等の環境産業の振興・育成のための支援を行う。 →指標:エコショップ等の制度の認定事業所数
・環境会計システムの導入を推進する。
・環境に配慮した農業の普及を推進する。
・エコツーリズムを推進する。

②環境教育・環境学習の推進

指標: こどもエコクラブの数及び会員数／環境学習会の実施回数／学校における環境教育の時間数 等

・地域住民及び事業者が必要とする環境情報を、入手しやすくわかりやすい形で適宜提供する。
・地域住民や事業者等、対象者の関心や知識レベルなどに応じた、環境に関する講演会や研修会、シンポジウムを開催する。 →指標:講演会、研修会等の開催数
・学校教育の場において、自然観察や地域における環境保全活動への参加、調査活動への参加等の体験学習の実施により、環境教育の充実を図る。
・環境教育に関する情報提供や、環境教育・学習に関する教材の開発など、環境教育の実施を支援する。 →指標:学校における環境教育の実施時間数
・出前講座など環境学習の機会を提供する。 →指標:出前講座の実施回数

・人材育成のための講座、研修会の実施により、環境保全活動を推進するリーダーを育成し、登録制度などを設けて効果的に活用する。 →リーダーの登録数
・環境教育を円滑に進めるため、環境情報の収集・提供、住民等の交流や情報交換の場としての学習拠点を整備する。

③住民、事業者の参加と協働

・地域住民等による様々な環境保全運動、活動等を支援する。 例；地域の一斉清掃、河川敷等の環境美化運動、公園等の自主管理、自治会などによる資源回収、フリーマーケットの開催、花一杯運動などの緑化活動、河川の水質等の監視、調査 等
・住民、事業者、民間団体、行政等の各主体が協働するための仕組みをつくる。
・行政の計画の策定、施策の実施に住民、事業者、民間団体等を参加させる。

◇住民、事業者への啓発(自主的な取組)

取 組 内 容
・知事等の挨拶文等による環境啓発を行う。
・年間走行距離が長く、県民への啓発効果が高い知事使用車等にハイブリット車を導入する。
・環境関連記事の掲載による普及啓発を行う。
・老人クラブ等の地域活動において、環境への配慮を啓発する。
・子育てサロンの利用者へ環境への配慮を啓発する。
・啓発事業用物品等について環境に配慮した製品等を積極的に採用する。併せて、説明文を添付するなどして意識啓発を行う。

Ⅲ. 環境経営システムに関わる項目

(1) 環境保全のための仕組み・体制の整備

① 環境関連法規等の遵守状況

- ・法規制等の最新情報を常に入手している。
- ・法規制等の変化に対応する手順ができています。
- ・法規制等の遵守状況を確認する体制及び手順がある。

② 実施体制の構築等

- ・環境経営システムを実行するに当たり、役割分担や責任、権限等が明確に定められている。
- ・環境保全活動等を実行するに当たり、担当する者、あるいは組織が明確になっている。
- ・環境保全活動等を実施するに当たり、必要な人材や情報、その他の資源が用意できる体制がある。

③ 環境コミュニケーション

- ・環境保全活動に必要な情報やその実績、評価結果等が内部で適切に伝達される仕組みが整えられている。
- ・外部からの意見や苦情、問い合わせ等を受け、対応する仕組みが整えられている。
- ・環境コミュニケーションの結果等を記録する仕組みが整えられている。

④ 環境活動計画の運用、実行

- ・環境保全活動上、必要な作業手順や運用基準等が明確に定められている。
- ・必要な場合、委託・協力会社等に対しても作業手順や運用基準が徹底されるよう、配慮している。

⑤ 委託業者等への働きかけ等

- ・常駐の委託業者、納入業者、請負業者、委託業者等について、環境保全の面から評価し、その選定に活かすとともに、改善支援を行っている。
- ・委託契約等に環境配慮が契約管理に組み込まれている。
- ・常駐の委託業者、常駐する事業者等に教育プログラムを提供している。

(2) 環境教育、環境保全活動の推奨等

① 職員等への教育・訓練の実施及び意識の向上

- ・職員等に環境意識の向上や、環境保全活動に必要な教育を行う計画を定めている。
- ・職員等が環境保全活動上必要な資格、能力等を保有できるよう養成している。
- ・常駐の委託業者、派遣職員等の従業員等についても、必要な意識、能力等を保有するよう、対応をとっている。
- ・職員の環境教育のプログラムがある。
- ・職員の採用の際、環境への意識の高さ、環境に関する知識等を条件にしている。

② 職員等の自主的なボランティア活動に対する支援

- ・ボランティア休暇等、組織の制度として支援システムがある。
- ・環境に関する研究や活動を行っているサークル等に対する支援を行っている。
- ・職員の環境に関する国際的活動団体への参加又は国際会議出席のための支援を行っている(資金面での支援等)。

③ 通勤等に係る環境への負荷の削減

- ・通勤・出張等に公共交通機関を利用するよう指導している。

(3) 情報提供等

① 環境に関する情報の提供、公表

- ・組織の活動に伴う重要な環境負荷、環境に関する主要な目標、環境担当者の連絡先等を公表している。
- ・市民等に対して、環境に関する情報提供や啓発活動を行っている。
- ・外部からの情報提供、公表の依頼に対する窓口を置いている。
- ・環境に関する市民向けセミナー、シンポジウム、講座等を開催している。
- ・ホームページ上で環境に関する情報を提供している。

② 環境に関する取組等に関する外部(市民、事業者、環境団体等)の関係者の意見等の聴取

- ・意見聴取を定期的に行い、環境に対する取組の際に考慮している。
- ・外部の関係者の意見を聴取する窓口を設けている。

③ 環境保全に関する団体等への参加、支援

- ・環境に関する基金・団体の設置、既存の基金・団体を支援している(人材派遣、資金面での援助、広報活動への協力等)。
- ・地域のボランティア活動等に積極的に参加し、協力や支援を行っている。
- ・環境に関連する表彰制度を実施している。

(4) 国際協力

① 環境に関する情報提供

- ・環境保全技術やノウハウについて、海外への情報の提供を行っている。
- ・技術者の派遣、国内研修の受入等により技術移転の推進を進めている。

② 海外の環境保全活動への協力

- ・海外における環境対策に資するNGO活動、緑化等の諸活動に積極的に協力している。